

令和 8 年度江東区公金管理計画

令和 8 年 3 月 1 3 日
江東区会計管理室

1 計画策定にあたっての考え方

公金の管理運用は、歳計現金では最も確実かつ有利な方法で、基金においては確実かつ効率的に運用しなければならないとされている。

本区では「江東区における公金管理の方針」を平成 14 年に施行し、情勢の変化に応じて一部改正を重ね、平成 22 年からはこの方針を具体化するための「江東区公金管理計画」を策定し運用を図っている。

昨年 12 月、日本銀行は政策金利を 0.50% から 0.75% に引き上げ、1995 年以来、約 30 年ぶりの高水準となった。また、今後は春闘の高い賃上げ率やボーナス支給額の増加、物価上昇率の鈍化等が見込まれており、国内景気は緩やかに持ち直すことが期待される。

さらに、来年度も引き続き政策金利の引き上げが見込まれることから、令和 8 年度の資金管理にあたっては、金利の動きを的確に捉えるとともに、リスク対応を行いながら、安全性と流動性を確保したうえで、一層効率的な保管・運用を目指していく。

2 歳計現金等

(1) 資金収支の見通しと対応策

歳計現金等(注 1)の資金状況は、年度当初に支払が集中することが多く、4 月から 7 月頃までは歳出額が歳入額および繰越額を上回り、資金不足に陥る可能性がある。収支の状況により一時的に資金不足に陥る場合は原則として財政調整基金からの繰替運用により対応することとする。

なお、基金条例には「利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる」とあるが、その利率については運用期間などを鑑み基金所管課と協議のうえ決定することとする。

(2) 資金保管計画

歳計現金等は、地方自治法により最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないとされており、第一に支払に支障をきたさないよう細心の注意を払っていく。第二に可能な限り有利に保管することを目指していく。具体的には、日々の支払に充てる準備金であることから、原則として流動性預金(普通預金)で保管する。そして、効率性を追求するため、一定期間の収支の見通しを立てたうえで、余裕資金については定期性預金で保管する。

3 基金

(1) 特定目的基金の運用計画

特定目的基金の運用にあたっては、各基金の設置目的ならびに積み立て及び取り崩しの計画を勘案して次により運用計画を策定する。

① 運用期間が数か月から1年以内の場合

- ・ 普通預金
- ・ 定期性預金
- ・ 譲渡性預金
- ・ 国庫短期証券

なお、定期性預金で運用する場合は、より効率性を追求するため指定金融機関外への預金も可能とする。なお、他行で運用する場合は、経営状況の良好な金融機関の選定基準（別表1）に該当する金融機関の中から見積もり合わせや引き合いも取り入れ有利な金融機関に預金する。見積もり等の結果が同程度の候補が複数ある場合は、区内店舗数や中小企業融資の実績等、総合的な判断により、地域貢献度の高い金融機関を可能な限り優先する。

② 運用期間が1年を超える場合

- ・ 定期性預金
- ・ 国債
- ・ 政府保証債
- ・ 地方債
- ・ 地方公共団体金融機構債
- ・ 財投機関債
- ・ 高速道路会社債（ただし、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による本社債の重疊的債務引受けが確定しているもの）
- ・ 金融債（ただし、株式会社商工組合中央金庫が発行したもの）
- ・ 一般担保付社債
- ・ 指定金融機関の持株会社の発行する社債

③ 債券運用の取り扱い

債券の購入にあたっては、原則としてアンダーパーまたはパーを選択するものとする。アンダーパー及びパーでの購入ができない場合、償還差損が最終損益を超えない債券であればオーバーパーでも購入できるものとする。（注2）

なお、上記、地方公共団体金融機構債以下の債券については、格付機関の格付でA（シングルA）以上を取得しているものとする。

債券の保管及び運用にあたっては、当該商品を期限まで持ち切ることを原則とする。ただし、保有債券の債券価格が購入時よりも値上がりし、かつ、当該満期償還日までの間、これまでより好条件の債券が購入できる場合は、これを中途売却することができる。

(2) 定額運用基金の運用計画

現在の定額運用基金の基金額は、条例で定められた額と同額で、これらの資金については、基金の設置目的に鑑み経営状況の良好な金融機関並びに指定金融機関に原則として有利子の普通預金で預託する。

ただし、現下の経済・金融状況を勘案し、預託先のうち三大メガバンク（注3）を除く金融機関への預託は原則として決済性預金とする。なお、余裕資金を定期性預金で運用する場合は、特定目的基金の例による。

4 経営状況の監視

会計管理者は、公金の保管・管理にあたって、預金先の金融機関及び債券発行体の経営状況の把握に努め、株価及び債券利回り等に不審な動きが見られる場合は委員会の意見を聴き、速やかに預金の引き揚げ等、資金の保全策を講じる。

(注1) 歳計現金等：一般会計及び特別会計と歳入歳出外現金に属する現金

(注2) 額面100円の債券取得価格が100円であればパー、取得価格が100円未満であればアンダーパー、100円超であればオーバーパー

(注3) 三大メガバンク：三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行

(別表1) 運用先金融機関（経営状況が良好な金融機関）の選定基準

項 目	基 準
自己資本比率	原則として、国際統一基準適用金融機関は8%以上、国内基準適用金融機関は4%以上であること。
不良債権比率	原則として10%以下で、かつ、自己資本比率の範囲内であること。
総資本利益率	同一業態の金融機関の当該指数に比べて著しく劣っていないこと。
株主資本利益率	
経費率	
総資金利鞘	
預貸率	
預証率	
格付け	格付け会社の格付けを取得している場合は、その格付けがトリプルB以上であること。
その他	特別区内に本、支店または営業拠点があること。 会計管理者が定める条件に応じられること。